

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月1日から34年11月19日まで
② 昭和35年4月26日から同年9月1日まで
③ 昭和36年1月1日から同年11月11日まで

住所が変わるためにA社を退職したが、脱退手当金は請求していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年4か月後の昭和39年3月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、年金事務所のオンライン記録では、脱退手当金が支給されたとする額(5,931円)は、法定支給額(6,462円)と531円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金支給日前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がその期間について失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月8日から29年2月13日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金をもらったという記録になっているが、会社を退職後、1年もたつて社会保険事務所（当時）に行ったこともないし、脱退手当金という制度も知らなかった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和30年2月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が申立期間の脱退手当金のみを請求し、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日における脱退手当金の受給資格要件は「婚姻又は分娩のため被保険者の資格を喪失」と考えられるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている資格喪失の理由は「退職」となっている上、申立人が「一身上の都合により、退職した。」と供述していることを踏まえると、当該脱退手当金は受給資格要件を満たしていなかった可能性が考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年12月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは2,700円、同年5月から同年12月までは3,500円、25年1月から同年11月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和23年5月1日から25年12月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和18年8月30日から25年12月12日までの期間においてA社B事業所（現在は、C社D事業所）に継続して勤務しており、退職時に同社から受領した退職手当金計算書等の資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職手当金計算書及びC社D事業所が保管する職工名簿から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和19年10月1日にA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年5月1日に同資格を喪失したととされている。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、オンライン記録に収録されている整理番号の被保険者記録とは別の整理番号で管理された被保険者記録に、昭和25年12月13日を資格喪失日とし、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が同一

であることが確認されるどころ、その被保険者記録は基礎年金番号に統合されておらず、前述の退職手当金計算書及び職工名簿の記録並びに当該職工名簿に記載された番号が一致していることから、当該被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、当初、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和25年12月13日と記録されていたものが、二重線で削除され、2年以上遡った23年5月1日に訂正されていること並びに同年8月、24年5月及び25年1月の標準報酬月額の変更記録も同様に削除されていることが確認できるところ、管轄の日本年金機構事務センターは、「旧台帳及び被保険者名簿を照合した際、オンライン記録に収録されている被保険者名簿の記録のみと照合し、申立人と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で別の整理番号の被保険者記録を確認していなかったことから、申立人に係る昭和25年12月13日の資格喪失日の記録及び標準報酬月額に係る変更記録が訂正されたものと考えられる。」と回答している上、前述の職工名簿により確認できる申立人の在職期間中の標準報酬月額の記録は、前述の被保険者台帳（旧台帳）に当初記載されていた標準報酬月額の変更記録と符合していることから判断すると、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年12月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に当初記載されていた記録から、昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは2,700円、同年5月から同年12月までは3,500円、25年1月から同年11月までは4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

A社(本社)から同社B支店に異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社に係る人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年4月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立人が所持する昭和40年4月分の給料支払明細書により申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から判断すると、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年10月1日に、資格喪失日に係る記録を22年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年6月1日まで
② 昭和24年2月1日から25年6月1日まで

A社に昭和21年10月に入社し、59年3月に定年退職するまで継続して勤務したが、入社時に配属された同社B事業所での申立期間①と、同社C事業所で勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社D支店が提出した社員名簿及び退職証明書並びに同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が昭和21年10月1日にA社に入社した後、定年退職まで継続

して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に採用されたとする同僚は、「申立人は私と同じくらいの時期にA社本社に採用され、定年退職するまで継続して勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険資格の取得日は昭和21年8月であることが確認できる上、同社本社に事務職として採用されたとする別の同僚は、「私は昭和21年9月に大学を卒業し、翌月にA社本社に正社員として採用され、厚生年金保険料も入社後すぐに控除されていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚の同資格の取得日は21年10月であることが確認できる。

さらに、A社D支店は、「当社が保管している社員名簿には『正社員』を載せており、同名簿により申立人は昭和21年10月1日から59年3月31日まで継続して勤務していたことは間違いない。正社員は、入社後直ちに社会保険に加入させたはずであり、保険料も給与から控除していると推定できる。」と回答していることなどから判断すると、当時、事業主は、正社員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和22年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、180円とすることが妥当である。

申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「社員名簿以外に関係資料が無いため保険料の納付に関しては不明である。」としているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る同名簿の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年10月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、A社D支店が提出した社員名簿及び退職証明書、同社D支店の回答、前述の同僚からの供述等から

判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 24 年 2 月 1 日にA社E支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和 25 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、「社員名簿以外に関係資料が無いため保険料の納付に関しては不明である。」と、回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の標準報酬月額とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を別紙〈標準報酬月額を訂正する期間・標準報酬月額〉のとおり訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②から⑨までの期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間②から⑨までの期間の標準賞与額に係る記録を別紙〈標準賞与額を訂正する期間・標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 7 月 25 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日

- ⑦ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 25 日

A社で勤務していた平成 16 年 10 月から 22 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額について、A社から訂正届が提出されたとのことであったが、当該期間のうち 16 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、年金額の計算の基礎とならない記録とされる旨回答があった。

全ての申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額の記録として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間①において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、別紙のとおり<標準報酬月額を訂正する期間>は<標準報酬月額>とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が消滅した後の平成 23 年 2 月 25 日に申立人に係る報酬月額訂正届を提出し、申立期間①当時、前述の給与支払明細書等において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う届出を行っていなかったことを認めているところ、事業主が別途提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 17 年から 20 年までの報酬月額算定基礎届に記載された標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までの期間の標準賞与額については、申立人が提出した

賞与明細書及び事業主が提出した賃金台帳により確認できる賞与額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は賞与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間②、④、⑥、及び⑧の期間については、オンライン記録において標準賞与額が確認できるものの、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、別紙のとおり<標準賞与額を訂正する期間>は<標準賞与額>とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から⑨までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者賞与支払届について、前述の賞与明細書等において確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う届出を適切に行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別 紙

福岡厚生年金 事案3681

<標準報酬月額を訂正する期間・標準報酬月額>

標準報酬月額を訂正する期間	標準報酬月額	標準報酬月額を訂正する期間	標準報酬月額
平成16年	10月	平成20年	1月
	11月		2月
	12月		3月
平成17年	1月		4月
	2月		5月
	3月		6月
	4月		7月
	5月		8月
	6月		9月
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
平成18年	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
平成19年	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		

<標準賞与額を訂正する期間・標準賞与額>

標準賞与額を訂正する期間	標準賞与額
平成16年 12月 10日	15万9,000円
平成17年 7月 25日	16万6,000円
平成17年 12月 10日	27万5,000円
平成18年 7月 25日	19万5,000円
平成18年 12月 10日	28万円
平成19年 7月 25日	20万5,000円
平成19年 12月 10日	32万円
平成20年 7月 25日	23万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年から 47 年まで厚生年金保険の被保険者だったが、退職と同時に被保険者ではなくなって、被保険者だった期間に係る脱退手当金を受給した。その後、親に将来のことを考えて国民年金に加入するように言われ、父に加入手続をしてもらった。その際、父から、未納となっている期間の国民年金保険料を納付すれば国民年金を満額受給することができると言われたので、その分を納付することにしたと聞かされた。その後、金額は憶^{おぼ}えていないが、現金で銀行に払い込みに行ったことを憶^{おぼ}えている。少し無理をして国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金への加入手続は、昭和 50 年 12 月に行われていることが確認できるところ、当該月において 48 年 10 月以降分の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であり、また、当該月は第 2 回目の特例納付の実施期間中であることから 48 年 3 月までの国民年金保険料の特例納付も可能であるものの、前述の被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料が過年度納付又は特例納付された形跡は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立期間のうち、前述のとおり過年度納付又は特例納付によって納付することが可能である期間を除く 48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、納付することができない期間である。

さらに、満額受給のために申立人の未納期間の保険料の納付手続をしたと

する申立人の父親は、特例納付で納付することが可能だった自身の昭和 36 年度と 37 年度の国民年金保険料が未納とされていること、及び、申立人は国民年金への加入手続をした当時 25 歳で、無年金対策として取り組まれた特例納付の勧奨年齢には該当していないことなどを考え合わせると、行政側からの納付勧奨を受けて、申立人の父親が申立人の保険料の特例納付に係る手続を行った可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人は、過年度納付や特例納付をした保険料額等の記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によれば、申立人の昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの保険料が、51 年 2 月 18 日に遡って納付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間は、私が初めて国民年金に加入し、保険料を納付していた期間であり、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

父が申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は共済組合に加入した際に払い出された組合員番号であることが確認できる上、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、「第1号・第3号被保険者取得勸奨」対象者として、平成11年6月24日付けで勸奨関連対象者一覧表に登録されていることが確認できる。申立人が初めて国民年金保険料を納付した時期は同年7月であることを踏まえると、申立人が国民年金被保険者資格を最初に取得した時期は同年6月頃であると推認でき、申立期間について申立人は国民年金に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父親は、「国民年金保険料の納付書等を受け取った場合には、全て保険料を納付しているはずである。」と供述しているものの、申立人に係る国民年金手帳及び国民年金保険料の納付書を受領したか否かについての明確な記憶が無く、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から25年4月1日まで
② 昭和28年1月13日から同年3月1日まで
③ 昭和28年3月30日から同年12月1日まで
④ 昭和40年5月20日から43年3月26日まで

申立期間について、脱退手当金の受給に関するはがきが届いて初めて脱退手当金が支給済みになっていることが判明した。脱退手当金制度自体知らなかったし、会社からも何の連絡も無かった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる、申立期間①、②及び③に係る事業所全てにおける標準報酬月額の記事がある上、当該台帳に申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱手支給報告書作成済・資格第二係」の押印があること、厚生年金保険の被保険者期間、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記載されていること、当該期間の脱退手当金は、申立期間③に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約9か月後の昭和29年8月26日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立期間③に係る事業所を退職後、昭和36年3月まで厚生年金保険の被保険者期間を有していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは認められない。

2 申立期間④について、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金の支給決定日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年7月25日となっているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書には、申立人名義の署名及び押印が確認できるほか、同請求書が同年6月18日に社会保険事務所に提出され、同年7月25日に当該脱退手当金が支給された旨の押印が確認できる上、同計算書に記載されている支給期間及び支給金額はオンライン記録と一致することが確認できるなど、同請求書等の記載内容に疑義は認められない。

また、前述の裁定請求書には、当該脱退手当金はA市内の郵便局に対し送金された旨の記載が認められる。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間④の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

3 なお、申立人には、申立期間④の前に脱退手当金が未請求となっている2事業所での厚生年金被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間④の被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所において、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さは認められないほか、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 1 月末、申立期間の事業所を出産のために退社したが、死産だったので同年 4 月に同事業所に再入社した。その後、夫の転勤のため、同年 11 月末に退社した。

脱退手当金の受給に関しては、「ねんきん特別便」をもらったときに初めて知ったが、支給日とされている日は既に A 市へ転居しており、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示すと見られる押印があり、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 34 年 2 月 1 日及び未請求となっている申立期間後の当該事業所における被保険者資格の喪失日である同年 12 月 1 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、受給資格がある女性 8 人（申立人を除く。）について支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給している 7 人のうち、後に勤務した事業所の被保険者期間と合算し脱退手当金を受給した二人を除く 5 人全員に、申立人と同様に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、かつ、当該 5 人のうち、連絡が取れた 3 人が脱退手当金を受給したと証言

しており、同名簿に不自然さは見当たらない。

なお、申立期間後に勤務した申立期間と同じ事業所における同一記号番号による厚生年金保険被保険者期間（昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで）の脱退手当金は未請求となっているが、当時の脱退手当金請求書の様式は公的年金加入歴（名称及び期間）の記載項目が無く、申立期間の事業所と未請求となっている事業所が同じ事業所であったため、社会保険出張所（当時）で未請求となっている被保険者期間を把握することができなかつた可能性が考えられるものの、前述のとおり、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りが無いなど、事務処理上の不自然さはいかたがえないうことから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給であるとまでは言えない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年4月1日まで
私のA協会における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年1月1日となっているが、申立事業所における辞職辞令では同年3月31日まで在籍したこととなっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立事業所に係る辞令により、申立人は申立事業所に平成4年4月1日から7年3月31日まで継続して在籍していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成4年1月1日、同資格の喪失日は7年1月1日と記録されており、当該記録については、雇用保険の被保険者記録と符合する上、オンライン記録において、当該資格の喪失日から間もない同年1月10日に健康保険被保険者証が回収されたことを示す記録が確認できる。

また、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年1月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、B市の記録において、申立人は、平成7年1月10日に国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間の全ての期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
インターネットで厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

当時の勤務状況や厚生年金保険料についてははっきり記憶していないが、次の職場に就職するまで、1日の空白も無く勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する申立人に係る社員台帳によれば、申立人の同社における離職日は昭和 52 年 5 月 25 日と記録されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できない。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 52 年 5 月 26 日に同社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、A社は、「当社が保管する申立人に係る社員台帳及び社会保険関係書類によれば、申立人の退職日は昭和 52 年 5 月 25 日であることが確認でき、申立期間においては、申立人は厚生年金保険の被保険者に該当しておらず、当社で採用している給与締切日、給与支給日及び給与からの厚生年金保険料の控除方式を踏まえると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年6月28日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、船員手帳に記録されているとおり、A氏が所有する船舶で勤務していたことは間違いのないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳に「雇入 昭和30年8月13日」、「雇止 31年6月27日」の記載が確認できることから判断すると、申立人が申立期間においてA氏が所有する船舶において勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、適用船舶所有者名簿によれば、申立事業所は、昭和35年1月1日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により申立期間当時に船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況、船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間において一緒に勤務していたとする船長の名前を挙げているが、当該船長であったとする者は、申立期間当時、申立事業所とは別の事業所において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、前述の被保険者名簿により確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立期間当時の船長は、申立人が供述する船長であったとする者とは別の人物であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確

認できず、船員保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が供述する前述の船長であったとする者が所持する船員手帳において、「雇入 昭和 30 年 8 月 29 日」、「雇止 30 年 9 月 7 日」の記載が確認でき、申立期間より前の期間ではあるが、申立人の船員手帳から確認できる雇入れ期間と一部期間について一致する期間が確認できるものの、適用船舶所有者名簿によれば、申立事業所は昭和 31 年 3 月 1 日に船員保険の適用事業所に該当しており、当該期間については船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

昭和46年4月1日から正社員として、A社（現在は、B社）に入社した。同社がB社と合併することに伴いC厚生年金基金が移行したD厚生年金基金の加入員資格の喪失日は、58年4月1日であるのに対し、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は56年9月1日となっている。申立期間は、A社のE店で勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する記録によると、申立人のD厚生年金基金に係る加入期間が、昭和46年4月1日から58年4月1日までであることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は昭和56年8月31日と確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と符合する上、B社が保管する同年1月現在のA社社員一覧表では申立人の氏名が確認できるものの、57年1月現在の同社員一覧表では申立人の氏名が確認できない。

また、申立人が申立期間にA社E店に勤務した時の上司は、「申立人は、A社E店の業務にあっていた。私はA社とB社が合併する時の昭和56年9月1日付けで異動となったが、事前に申立人から合併時に退職する旨の話を聞いていた。」と供述しているところ、昭和56年1月及び57年1月現在のA社社員一覧表から、当該上司が異動したことが確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金基金の記録以外に申立期間に勤務していたことを示す資料や記憶は無い。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3688 (事案 817 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は高等学校を卒業後に、A社(後に「B社」に名称を変更。)に入社し、昭和 41 年 6 月に結婚のため退職し、C市の実家から、D市に転居した。

当該事業所を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも、脱退手当金を受給した記憶も無い。脱退手当金を請求する理由が無いので申立てを行ったが、前回の年金記録確認第三者委員会からの回答は、「年金記録の訂正は必要とまでは言えない。」というものであった。

再申立てに当たり、特段の新たな事情や資料は無いが、どうしても納得いかないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和 41 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人は申立期間に係る事業所で厚生年金保険被保険者証を受け取り、申立期間後に勤務した事業所に提出したと主張しているところ、申立期間と申立期間後における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は相違しており、申立人の主張とは符合しないこと、iii) 申立人は、申立期間に係る事業所を退職した後、約4か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に別の事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、この事業所での被保険者資格を喪失した後の 42 年 9 月から 50 年 11

月までは国民年金に未加入であること、iv) 申立人は、厚生年金保険被保険者証は所持しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無く、受給する理由が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、「特段の新たな事情や資料は無いが、どうしても納得いかないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。」として、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、再度の調査を行ったものの、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立事業所に係る被保険者名簿には、申立人に係る脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人は申立期間に係る事業所で厚生年金保険被保険者証を受け取り、申立期間後に勤務した事業所に提出したと主張しているところ、申立期間と申立期間後における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は相違していることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3689（事案 1560 及び事案 2823 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

昭和 48 年のクリスマスに私の子供を連れて大雪の中仕事に行き、翌日、私の子供の目が真っ赤に腫れたため、仕事を辞めようと思い、A事業所B支社に退職願を提出し、49年1月末で退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、50年5月1日が資格喪失日となっている。

社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における私の欄には、昭和49年2月1日の資格喪失日を訂正した履歴があり、その後の再申立てでは、同年2月以降は勤務していないという上司及び同僚の証明書を提出し、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を勤務の実態どおり同年2月1日に訂正してほしいとの再申立てを年金記録確認第三者委員会に行ったところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について訂正する必要はないとの通知を再度受け取ったが、同通知についても納得できない。

再度、私が申立期間においてA事業所B支社に勤務していないことを供述する上司の証明書を提出するので、再度調査の上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和49年10月の定時決定の記録と50年5月1日の資格喪失の記録を確認することができるところ、当該記録は、A事業所が保管している申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳（以下「徴収台帳」という。）の定時決定及び資格喪失の記録と一致していること、ii) 徴収台帳では、同年5月8日に健康保険の継続療養を申請していることが確認できること、

iii) 前述の被保険者名簿により確認できる資格喪失日の記録は徴収台帳の資格喪失日と一致していることから判断すると、事業主が申立人の資格喪失日を同年5月1日として届け出たと考えるのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月18日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立人が申立期間においてA事業所B支社に勤務していないとする上司及び同僚の証明書を提出するので、再度調査してほしいとして再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた上記の上司及び同僚は、いずれも、申立人の申立事業所における退職日を明確に記憶しておらず、退職日を確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに際し、再度上司の証明書を提出し、申立期間に係る勤務の実態が無かったことを主張しているものの、前述のとおり当該上司の証明書をもって、申立人に係る退職日を確認することはできず、申立人の主張以外に、申立人が勤務していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張及び前回申立て時に提出され、今回申立て時に再度提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き、申立期間当時、私が事業主として務めているA社の業務全般を委託していたB事業所に問い合わせたところ、申立期間において、実際に支給された給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が平成 14 年 1 月 1 日において 9 万 8,000 円に引き下げられているが、申立期間当時、業務全般を委託していたB事業所に問い合わせたところ、同日においては 30 万円、同年 3 月 1 日においては 35 万円、15 年 7 月 1 日においては 50 万円の報酬月額であった。」と主張している。

しかしながら、B事業所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、申立人である事業主は、申立人に係る平成 14 年 1 月からの標準報酬月額について 9 万 8,000 円で月額変更の届出を行っていることが認められる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、申立人に係る同年 10 月及び 15 年 9 月の定時決定において、いずれの標準報酬月額についても 9 万 8,000 円で算定基礎の届出を行っていることが認められ、これらの標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3691（事案 1390 及び事案 2414 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 23 日から 59 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無いとの回答を得た。

A事業所に勤務していたのは間違いないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取り、その後新たな資料として、昭和 58 年にクレジット会社に借入れの申込みをした時に、勤務先として申立事業所を記載した書類を提出し、再申立てを行ったところ、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、再度、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、同通知についても納得できない。

政府は、年金に関して、どんな形でも助けると公言した。今回は、申立期間において事務全般を担当していた同僚からの、厚生年金保険料を控除していたとする証明書を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所においては、申立期間当時、申立人及び申立人が記憶する同僚の供述による従業員数は 18 人から 20 人であるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者数は 6 人であることから判断すると、全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 適用事業所名簿によると、申立事業所は、昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立

内容を確認できない上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに昭和 58 年にクレジット会社に対し借入れの申込みをしたときに、勤務先として A 事業所を記載した書類を提出し、この申込書類により、申立期間当時、間違いなく A 事業所に勤務していたと申し立てているが、当該書類からは、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに際し、申立期間当時に事務全般を担当していたとする同僚の証明書（申立期間の全てにおいて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があるもの）を提出し、申立期間に係る厚生年金保険料の控除がなされていたと主張しているものの、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は申立期間の一部しか確認できず、当該同僚に聴取した結果、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとする記憶も明確ではないことから、当該証明書をもって申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとまでは確認できない上、他に申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことをうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、新たに提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで、A社B出張所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚等の氏名及び当時の勤務実態に係る供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の厚生年金保険被保険者の記録は確認できず、当該事業所は、「申立人に係る記録は無い。」と回答している。

なお、申立人は、「現地で採用されたが、自分が正規雇用か非正規雇用かは分からない。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により記録が確認できる複数の同僚等は、いずれも申立人を承知していない上、そのうちの複数の者は、「現地採用の者は、非正規雇用であったと思う。」と供述している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、C健康保険組合は、「申立人に係る記録は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する前述の同僚等は既に死亡し、申立人に関する供述を得ることができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで
③ 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで
④ 昭和 50 年 5 月から同年 8 月まで

A事業所に勤務していた申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間③及びE社（現在は、F社）に運転手として勤務していた申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。全ての申立期間において勤務していたことは事実であるので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の当該期間における雇用保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、申立期間①においてA事業所に勤務していた旨を供述しているところ、法人設立登記の記録において、申立人がA事業所の所在地とする住所地に確認できたG社は、「当社は、昭和 49 年に設立しており、それ以前のことは分からない。会社も現在は移転し、経営者も代わっている。」と回答しており、G社は昭和 49 年 3 月 25 日に法人設立登記がなされていることが確認できる上、適用事業所名簿において、当該事業所は、昭和 50 年 5 月 1 日に初めて厚生年金の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿において、上記事業所のほかにA事業所という適用事業所は確認できず、申立人は、A事業所での同僚の名前を記憶して

いないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人の当該期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、B社での同僚の名前を記憶していない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者二人は、「申立人の名前に記憶が無い。従業員の出入りは激しかったので、試用期間が設けられていたかもしれない。」、「申立人の名前に記憶が無い。1か月から2か月で辞める人もいた。」と供述している。

さらに、当時の事業主は、「申立人の名前に記憶は無い。当時は約3か月の見習期間を設けており、見習期間の経過後に厚生年金保険の加入手続きを行っていたと記憶しているが、古い書類は焼失し、当時、事務担当であった私の妻も死亡している。」と回答している。

加えて、申立期間②及びその前後（昭和47年9月1日から55年2月25日まで）の期間において、前述の被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いなど、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③については、申立人の当該期間における雇用保険の被保険者記録は確認できないが、申立人が名前を挙げた同僚の名前が、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるところ、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち二人は既に死亡しており、残り3人のうち一人が「申立人のことは憶^{おぼ}えているが、勤務期間については分からない。」と供述していること、前述の被保険者名簿において名前が確認できる従業員の一人が「申立人の姓に記憶があるが、勤務期間については分からない。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、D社が提出した「資格取得・喪失の名簿」（昭和42年5月1日取得から51年5月10日取得まで）において、申立人の名前は確認できない上、申立期間③及びその前後（昭和47年9月1日から55年2月25日まで）の期間において、前述の被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いなど、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 申立期間④については、申立人の当該期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、E社での同僚の名前を記憶していない。

また、F社は、「当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立内容を確認できない。」と回答している上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる従業員3人は、いずれも「申立人の名前に記憶が無い。」と供述し、うち二人は、「当時は、3か月から6か月の期間の試用期間があり、その期間は社会保険に加入していない可能性はあると思う。」と供述していることから判断すると、当時、事業主は従業員について必ずしも採用当初から厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間④及びその前後（昭和47年9月1日から55年2月25日まで）の期間において、前述の被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いなど、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

5 全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。